スーパーＳ資金（農業経営改善促進資金）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

認定農業者が利用する経営改善のための一般的な短期かつ低利運転資金の融通

３　利用対象者

次の①～⑤のすべてを満たす農業者

① 基盤強化法に基づく農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けていること

② 簿記記帳を行っていること（又は簿記記帳を行うことが確実と見込まれること）

③ ①の認定を受けた計画が、短期資金を必要とするような具体的な事業を内容としているものであること

④ ③の具体的な内容について認定後すでに実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること

⑤ ①の認定を受けた計画又は資金利用申込書において、既往借入金の返済財源が確保されていること

４　支 援 内 容

(1)資 金 使 途：

以下を例とする計画の達成に必要な運転資金一般（既往負債の借換えは含まない。）

・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
・肉用素畜、中小家畜等の購入費
・営農用施設・機械の修繕費
・地代(賃借料)、
・営農用施設・機械のリース・レンタル料
・市場開拓費、販売促進費等

(2)　貸付限度額：

○ 個人・・・500万円（畜産又は施設園芸2,000万円）
○ 法人・・・2,000万円（畜産又は施設園芸8,000万円）

(3)　その他

○ 償還期限・・・原則１年以内
○ 借入金利・・・1.20%～1.70%（令和７年４月１日現在）
○ 極度額形式のため、契約上限額以内で常時借入れ・償還が可能

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：常設資金のため期間の限定はありませんが、融資枠に限りがあるため、新規の募集をしていない融資機関もあります。

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行）

(3)　申込み先：最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行）

６　問合せ先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2)　**担 当（係）名**：金融担当

(3)　**電　話　番　号**：０２３－６３０－３０８８